

## 今回のテーマ：職業安定法が変わったことで求人票が変わる？

Q. 1月に職業安定法が改正されたと聞きました。どのような点が、変更されたのでしょうか？

A. 1月から、職業安定法が改正されました。今回の改正により、「労働者の募集や求人申込み」の制度が変更されます。

求人票や募集要項に明示すべき労働条件に、以下を追加することが義務付けられました。具体的には「裁量労働制を採用する場合におけるみなし労働時間数」、「試用期間の有無」、「採用募集者の氏名又は名称」、「派遣労働者として雇用する場合における雇用形態や派遣労働者」という明記です。

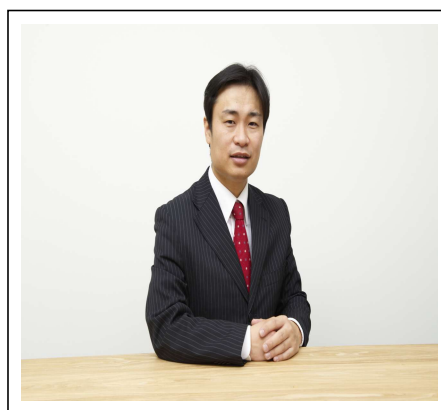
大きな改正点は「固定残業代を支給する」場合の明示方法です。具体的には、固定で支払われる手当に含まれる「時間外労働の時間数」、「手当の額」と「固定残業代を超える時間外労働について、割増賃金を追加で支払う旨」を明記するように変更されました。表記の例としてはたとえば、「固定残業手当(時間外労働の有無に関わらず、20時間分の時間外手当として30,000円を支給)、月20時間を超える時間外労働分についての割増賃金は別途、追加で支給する」というような表記となります。

また、今回の変更点として、当初の求人票や募集要項に明示した労働条件を変更する場合、求職者に変更内容をすみやかに明示することが、義務付けられたことも付け加えておきます。

## 求人票の固定残業代の表記には注意が必要です！

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

一般社団法人滋賀県トラック協会 労務顧問  
糀谷社会保険労務士事務所 代表 糀谷 博和  
〒520-2331 滋賀県野洲市小篠原1205  
湖東ビル 2階 2-2号室  
TEL 077-518-1960  
FAX 077-586-7481  
E-mail kojitani@ams.odn.ne.jp  
HP <http://www.office-kojitani.com/>



・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

### 執筆者プロフィール

滋賀県内外約400社の企業を指導する中で培った人事労務の実務経験をベースにしたセミナーは分かりやすく、実践的であると大好評。最近では、「マイナンバーセミナー」にて新聞・テレビなど、多くのマスコミの取材を受ける。セミナーはもちろん、雑誌への執筆なども積極的に行っている。

日本経営協会、商工会議所、商工会、大学などで、年間約80回以上のセミナーを行う。

**労務相談はお気軽に協会までご連絡ください！**